

# 「ART ナース アカデミー」会則

## 第1章 総則

### 第1条 名称

本会は「**ART ナース アカデミー**」と称する  
英名は「ART NURSE ACADEMY（略号：ANA）」と称する。

### 第2条 本部・事務局

本会は本部をはらメデイカルクリニック（院長：原 利夫 渋谷区千駄ヶ谷  
4-15-10 北参道ヒルズ）に置き、事務局を（有）ヒューマンリプロ・K（代表  
者：久保忠彦 横浜市緑区鴨居6丁目19-20）に置く。

## 第2章 目的および事業

### 第3条 目的

本会は看護師を対象として生殖医療に基づき、基礎と臨床面に関するの学術研究を通して、医療の発展に貢献することを目的とする。

### 第4条 事業

本会は次の事業を行う

- 1 学術集会の開催
- 2 各種の学術調査と研究
- 3 関連団体との連絡と連携
- 4 教育資料の作成と発行
- 5 その他目的に沿った事業

## 第3章 会員

### 第5条 資格

- 1 本会の目的に賛同する医師、看護師、胚培養士、心理士などの生殖医療従事者
- 2 その他入会希望を表明し世話人会で承認された者
- 3 名誉会員をおくことができる
- 4 賛助会員をおくことができる

### 第6条 入会

本会への入会を希望する者は、所定の入会申し込書に必要事項を記入し、署名捺印のうえ本会に提出し、世話人会の承認を得るものとする。

### 第7条 会費

本会の年会費は別途定める。

#### 第8条 退会

本会を退会する者は、退会届を事前に本会に提出するものとする。

#### 第9条 除名

本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為があった時、および、3年間にわたり年会費未納の場合は世話人会の議を経て除名することができる

### 第4章 役員

#### 第10条 役員本会に次の役員を置く

1. 代表世話人 1名
2. アドバイザー 若干名
3. 世話人 若干名 (40名以内)
4. 監事 2名
5. 幹事 若干名

#### 第11条 役員を選任

役員は世話人会において選任するものとする。

#### 第12条 役員の職務

本会の役員の職務は次の通りとする。

1. 代表世話人は本会業務を総理し、本会を代表する。
2. 代表世話人は世話人を指名し、世話人会を開催することができる。
3. 世話人は世話人会を組織し、本会の業務を執行する。
5. 監事は民法第59条の職務を行う。

#### 第13条 役員の任期

本会の役員の任期は次の通りとする。

- 1 代表世話人は2年とし、再任を妨げない。
- 2 世話人、および監事の任期は2年とし、再任を妨げない。

#### 第14条 幹事

- 1 本会の業務を円滑に処理するため、幹事若干名を置くことができる。
- 2 幹事の任期は2年とし、再任を妨げない。

### 第5章 会議

#### 第15条 会議の開催

- 1 学術集会は世話人会において推薦された会員が主催する。
- 2 世話人会は必要に応じ代表世話人が召集する。
- 3 世話人会は過半数の世話人の出席を以って成立する。
- 4 世話人会における決議は、出席世話人の過半数の賛成を必要とする。

## 第6章 会計

第16条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。  
会計報告は世話人会において会計担当世話人が行う。

## 第7章 教育資料の作成・発行

第17条 教育資料の作成・発行  
教育資料の作成・発行に関する業務は、編集担当世話人の職務とする。

## 第8章 会則の変更

第18条 会則の変更  
この会則は、世話人会において審議の上、変更することができる。

## 附則

本会則は、平成22年5月1日から適用する。